

「新型コロナウイルス感染症への対応」について（2020. 3. 9）

仙台青葉学院短期大学保健委員会

＜学生の皆さんへ＞

新型コロナウイルス関連の情報は、日々アップデートされるため、最新の情報を取り入れるよう注意して下さい。

感染の拡大を防ぐため皆さんも大切な役割を担っていますので、下記について読んでいただき、自分たちでできるところを改めて確認しながらご協力をお願いいたします。

1. 新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴えることが多いことが特徴です。

感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。

2. 日常生活で気を付けること

- 手洗いが大切です。
外出先からの帰宅時や食事前などに、こまめに石けんでの手洗いやアルコールによる手指消毒を行いましょう。
- 咳エチケットを行ってください。咳がある場合は、マスクを着用してください。
- 不要不急の外出は避けてください。
- 発熱等の風邪症状がみられるときは、無理して登校しないでください。
- 発熱などの風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

3. こんな方はご注意ください

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
- 強いだるさや息苦しさがある
- 基礎疾患があって、上記の症状が2日程度続く

※上記のような症状がある場合は、県の相談窓口（022-211-3883）に電話をおかけください。

4. 症状などで心配がある時の、宮城県における相談・受診の流れ（2020.2.26 時点）

感染の不安がある。

- 発熱がある（37.5℃以上）
- 咳などの風邪（呼吸器）症状がある

↓相談

↑回答

相談窓口

022-211-3883

24 時間対応（県・仙台市が設置）

↓感染の疑い

帰国者・接触者相談センター

各保健所に設置

↓感染の疑い

帰国者・接触者外来

県内 16 か所（医療機関名は非公表）

検体を採取

↓検査

仙台市衛生研究所・県保健環境センター

県医師会健康センター

検体を検査

↓陽性

陰性

指定医療機関に入院

※2020. 3. 6 より、新型コロナウイルスの感染の有無を調べる PCR 検査は、公的保険の適用対象となりました。さらに「帰国者・接触者外来」など感染対策が整った一部の医療機関の医師の判断で、保健所を通さずに検査を受けられることができるようになりました。なお、PCR 検査体制が今後、更に整うと対応が変わることが予想されます。その様な状況になりましたらお伝え致します。

5. 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

発熱や症状が出て、検査の結果陽性となった場合は、学校保健安全法に基づき出席停止となりますので、下記のように対応してください。

登校はせず、速やかに、電話または電子メールにて、保健室または事務局に報告してください。

実習などの場合は、学科ごとの指示に従ってください。

連絡先：

キャンパス	保健室	事務局	メールアドレス
五橋キャンパス	022-399-6801	022-369-8000	sg_hoken@hokuto.ac.jp  ※対応は、8:30~17:20 になります。 上記以外の時間や、土・日曜・祝日は返信できません のでご了承ください。
長町キャンパス	022-393-5778	022-308-2071	
中央キャンパス	022-395-5030	022-302-3719	

◎報告内容

- ①学科・学籍番号・氏名
- ②診断日
- ③医療機関
- ④現在の状況
- ⑤発熱や呼吸器症状が現れた日
- ⑥症状が現れた日以降の授業出席状況など、本学関係者との接触状況
- ⑦診断前 1 か月以内の外国への渡航歴の有無
- ⑧今後の見通しなどの医師からの説明等

(1) 出席停止について

学校保健安全法第 19 条の規定により「出席停止」となります。

(2) 出席停止の期間について

出席停止期間は「^{ちゆ}治療するまで」となり、登校再開にあたっては、医師の登校許可が出るまでは登校することができません。
受診している医療機関の医師に「診断書」または「本学所定の学校感染症罹患証明書」に診断名や出席停止期間の記載を依頼し、出席停止期間が過ぎてから、保健室または事務局に提出して下さい。

(3) 公認欠席の取り扱いについて

学校保健安全法に定められた感染症の治療を受ける事由にあたりますので、「診断書」または「本学所定の学校感染症罹患証明書」を提出の上、「公欠願」を事務局に提出して下さい。
公認欠席となります。

6. 感染者の濃厚接触者と特定された場合

濃厚接触者とは：

- 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触があった者
- 適切な感染防護なしに新型コロナウイルス感染症が疑われる者の看護や介護をしていた者
- 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

※上記の場合も、県の電話相談窓口（022-211-3883）にご相談ください。

濃厚接触者と特定された場合は、保健室または事務局に電話連絡してください。

(1) 出席停止について

濃厚接触者と特定された場合は、学校保健安全法第 19 条の規定により「出席停止」となります。

(2) 出席停止の期間について

濃厚接触者と特定された場合は、感染者と接触した日から起算して 2 週間は出席停止となります。
その間は、毎日朝夕に体温測定や健康チェックを行って、「健康チェック表」に記載して頂きます。
出席停止期間が過ぎてから、保健室または事務局に提出して下さい。

(3) 公認欠席の取り扱いについて

「健康チェック表」を提出の上、「公欠願」を事務局に提出して下さい。

公認欠席になります。

7. 発熱などの症状がある場合

感染防止の観点から、発熱や咳などの風邪の症状が見られて登校が難しい場合は、必ず保健室または事務局に電話連絡し、相談して下さい。

実習中は、学科ごとの指示に従ってください。

自宅での休養が必要と判断された場合は、朝夕の体温測定を行い「健康チェック表」を記載し、提出してもらうことにより「出席停止」として取り扱うことができます。

8. 登校してきてから、短大内で発熱や風邪の症状がでた場合

基本的には、無理をせずに教職員に症状などを伝え、保健室で相談してください。

対応については「7.」に準ずる対応を行います。

※発熱や倦怠感などの症状が強い場合につきましては、感染予防のため、別室にて対応（部屋を確保）を行います。

以上